

令和3年9月22日

小千谷市長
大塚 昇一 様

小千谷市議会
議長 本田 剛

小千谷市手話言語条例について（提言）

“互いに尊重し合い 支えあい いきいきと暮らせるまち”の実現をめざし、地域に暮らす全ての人が円滑なコミュニケーションができる権利をより確かなものにするため、「小千谷市手話言語条例」が平成30年4月1日に施行されました。

COVID19（通称新型コロナウイルス感染症）のまん延により、マスク着用の新生活様式が定着するなど、条例制定時とろう者を取り巻く環境が変化している今、小千谷市議会では条例施行から3年間の取り組みを精査し、ろう者及び手話に対する理解や普及への取り組みを今後さらに力強く推進していくため、以下のとおり提言いたします。

提言

1. 市民への啓発活動の推進

様々な媒体やイベント活動により、さらに市内各団体や小学校中学校をはじめ、広く市民にろう者及び手話に対する啓発活動の推進を図ること。

2. 意思疎通支援

行政サービス窓口対応において、情報機器の利活用を含めた工夫で、ろう者をはじめ多様なコミュニケーションへの対応を図ること。

動画による市民向けの広報情報において、手話通訳の同席や字幕での対応に努めること。

手話通訳者の養成、手話通訳環境の充実を図ること。

3. 市内事業所向け

市内事業所の取り組み実態を把握し、啓発に努めること。

4. 緊急時の対応

災害避難など緊急時にろう者の安心感を高めるため、どのような対応体制で当たるのか、さらなる検討と広報の充実を図ること。

以上